

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認群馬地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から同年10月まで

大学卒業後、県外で就職していた時期に、A市にある実家の母から再三帰郷するよう説得を受け、実家に戻った。次の仕事に就くまでの昭和46年4月から7か月間については、母から国民健康保険及び国民年金にはきちんと対応しているとの話を聞いたことをはっきり記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、家族の国民年金の加入手続及び保険料納付を行っていたと申述しているところ、事実、申立人の母親、その母親の夫及び兄については制度が発足した昭和36年4月から国民年金に加入している上、保険料の納付についても、その母親の夫は死亡直前の4か月が未納であるものの、その母親及び兄には未納が無いことから、家族の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母親の年金制度に関する理解の深さと保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、「母は非常に厳しい人なので税金等納付すべきものはきちんと納付していた」と申述しているところ、申立期間当時同居していたその兄も「母は大変厳しい人なので国民年金に限らず税金等納付すべきものは納付していた。弟の保険料について納付していないはずはない」と申述しており、申立人の申述と一致する。

さらに、申立期間について、その母親は保険料を納付している上、その母親の夫及び兄についても申立期間の保険料は納付されていることから、申立人の母親が申立人の保険料のみを納付しなかったのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正4年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年12月まで
昭和36年4月ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料は同市役所で納付した記憶がある。
領収書等、納付を証明するものは無いが、申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金記録は、昭和41年2月7日から同年3月18日までの間に払い出された国民年金手帳記号番号により管理されている。しかし、A社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人と同姓同名のA市在住の者に対し、36年3月30日、同年12月8日及び37年5月7日の3回にわたり手帳記号番号が払い出されていたことが確認でき、そのうち、36年12月8日及び37年5月7日に払い出された手帳記号番号は、当該払出簿に取消表記があり、当該手帳記号番号の年金記録は確認できない一方、36年3月30日に払い出された手帳記号番号は、同払出簿に取消表記は無いにもかかわらず、当該手帳記号番号の年金記録は確認できない。これら3件の手帳記号番号が申立人に対し払い出されたものであるかは不明であるものの、申立人の家族から「申立人は、生前に『国民年金制度発足当初は、役所の担当者によって言うことが違うために、ずいぶん振り回された』と言いつけていた」旨の証言を得ていることから、当時、A市における国民年金の記録が十分に管理されていたとは考え難い。

また、申立人は、昭和41年1月から60歳到達の50年*月まで国民年金に任意加入し、保険料を完納しているなど保険料納付に対する意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①のうち、昭和28年8月15日から同年10月28日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していたか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年8月15日から30年11月1日まで
(A社)
② 昭和63年12月26日から平成元年12月まで
(B社)
③ 平成2年1月から7年1月まで
(C社)
④ 平成8年4月から12年3月1日まで
(D社)

A社には昭和28年5月に友人の紹介で入社し、30年10月末までの期間勤務していたが、厚生年金保険の記録は28年8月15日で資格喪失になっている。B社には営業職として63年11月15日から平成元年12月までの期間勤務していたが、厚生年金保険の記録は昭和63年12月26日で資格喪失となっている。C社には同じく営業職として平成2年1月から7年1月までの期間、D社には8年4月から12年3月1日までの期間勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。各申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、社会保険事務所が保管しているA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日は昭和28年8月15日と記録されているところ、申立人は作業中機械に腕を挟

まれ切断した同僚の事故について、「職場中大騒ぎになり自分も手を貸した。その同僚はその後職場復帰し、一緒に野球をした記憶がある」と具体的に述べており、事実、別の同僚からも同様の証言が得られたほか、社会保険事務所の記録において前述の腕を切断した同僚が 29 年 8 月から障害厚生年金を受給していることが確認できることから、申立人はその事故が起きた同年 7 月時点において、同社に在職していた可能性はうかがえる。

また、当該事業所において退職するまで申立人と二人一組で仕事をし、昭和 28 年 10 月 28 日に被保険者資格を喪失した同僚は、「自分は夜学に通う都合で 10 月に辞めたので、厚生年金保険の資格喪失日と退職日は一致している。職場を辞めた時、申立人はまだ在職していた」と証言していることを踏まえると、少なくとも同日までは、申立人は同事業所において継続して同一業務に従事し、勤務形態に変更も無かったものと推認される。

一方、申立期間①のうち、昭和 28 年 10 月 28 日後の期間について、申立人と同時期に在職していた 2 名の同僚に、前述の事故について照会したところ、両者とも事故後数か月間は在職していたと申述しているものの、社会保険事務所の記録では、共に事故の 2 か月から 3 か月前に被保険者資格を喪失しており、当該事業所の事業主は、従業員の被保険者資格喪失日について正しい届出をしていたとは考え難く、すべての従業員を厚生年金保険の被保険者としていた事情はうかがえないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①のうち、同年 10 月 28 日以降の期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間①のうち、昭和 28 年 8 月 15 日から同年 10 月 28 日までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における資格喪失時の社会保険事務所の記録から、7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間②について、社会保険庁のオンライン記録によると、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年 11 月 15 日であるが、申立人が同日以前から同社に勤務していたことは、同僚等の証言からうかがえるものの、申立人が同社における被保険者資格喪失日である同年 12 月 26 日以降も勤務していたことについては、同社は既に閉鎖しており、同

僚からも証言等が得られないことから推認できない。

また、当該事業所の当時の支店長は「申立人は昭和 63 年末に退職した記憶がある」と証言しているところ、当該証言の申立人の退職時期は、申立人の同事業所における被保険者資格喪失日とおおむね一致している。

申立期間③について、申立人が勤務していたとする C 社は、社会保険庁のオンライン記録において、厚生年金保険の適用事業所として確認できないことから、同社の商業登記簿謄本を取得し、事業主に照会したところ、「申立期間当時も現在も、厚生年金保険の適用事業所になったことはない。申立人もそれを承知で入社したはずだ」と証言しており、当該事業主の同社における厚生年金保険の記録も確認できないことから、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者であった事情はうかがえない。

申立期間④について、申立人が当時の同僚を記憶していることから、D 社に在職していたことはうかがえるものの、申立期間④当時の厚生年金保険法第 9 条の規定によれば、65 歳未満の者を厚生年金保険の被保険者とするものとされており、申立人の同社入社時における年齢が、既に 65 歳に達していたことを踏まえると、申立人が同社において厚生年金保険の被保険者であったとは考え難い。

さらに、申立人は申立期間②、③及び④における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の申立期間②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（50万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 10 月 1 日から 10 年 9 月 11 日まで
平成 8 年 10 月からの標準報酬月額が 9 万 8,000 円に引き下げられているが、申立期間当時は月額 50 万円の給与を得ていたもので、実際に支払われていた給与に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成 10 年 9 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年 9 月 22 日付けで、申立人のほか 7 名の申立期間に係る標準報酬月額が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額が当初 50 万円と記録されていたものが、9 万 8,000 円に訂正されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間における標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年5月1日から4年1月31日まで
平成3年5月からの標準報酬月額が20万円に引き下げられているが、当時の報酬月額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立期間に係るA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年1月31日より後である同年3月10日付けで、申立人を含む5名の標準報酬月額の記録がさかのぼって減額訂正されており、申立人の場合、申立期間に係る標準報酬月額が当初53万円と記録されていたものが、20万円に^{そきゅう}遡及して減額処理されていることが確認できる。

なお、申立人は当該事業所において取締役であったことが確認できるが、元の事業主は「申立人は経理事務や社会保険の手続などに携わっていなかった」と証言している上、商業登記簿謄本により、申立人は標準報酬月額の訂正処理が行われた日より前の平成4年1月17日に取締役を辞任していることが確認できることから、申立人は、標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正処理に関して責任を負う立場にあったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該訂正処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成6年2月28日から7年2月24日まで
A社に勤務していたときの報酬月額は30万円であったが、社会保険庁の記録では平成6年2月28日から7年2月24日までの標準報酬月額が15万円になっていることから、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が平成3年3月1日まで取締役を務めていたA社は、7年2月24日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日以降の同年3月1日付けで、申立人のほか同社の事業主の申立期間に係る標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額が当初30万円と記録されていたものが、15万円に訂正されていることが確認できる。

一方、当該事業所が加入していたB厚生年金基金の記録によると、申立人の申立期間における「報酬標準給与」は、社会保険事務所の遡及減額処理前の標準報酬月額である30万円と一致している。

なお、当該事業所の事業主から「申立期間当時、厚生年金保険料の滞納があったが、申立期間以前から自分も申立人も給与額は一定であった。申立人は営業職であり、社会保険関係等の事務は妻が担当していたが、減額の届出は自分も妻も知らない。当然、申立人も関わっていなかった」旨の証言を踏まえると、申立人が当該遡及訂正処理に関して責任を負うべき立場にあったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額、申立人が主張する標準報酬月額（20万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 8 月 31 日まで
A社の監査役であったときの報酬月額は20万円であったが、平成 11 年 10 月 1 日から 12 年 8 月 31 日までの標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられているので、実際に支払われていた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が平成 18 年 12 月 26 日まで監査役を務めていたA社は12年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日以降の同年9月11日付けで、申立人のほか同社の事業主の申立期間に係る標準報酬月額の記録が^{そきゅう}遡及して減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額が当初20万円と記録されていたものが、9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

なお、事業主は現在、病気で入院しており、当時の状況を確認できないものの、申立人は「当該事業所の社会保険事務の担当であったが、標準報酬月額の^{そきゅう}遡及訂正には関与していない」と申述しており、当時の従業員の「申立人は事務担当で社長の指示の下に行動していた」との証言を踏まえると、申立人が当該^{そきゅう}遡及訂正処理に関して責任を負うべき立場にあったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た20万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（59万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 5 月 1 日から 11 年 7 月 6 日まで
A社で取締役であったときの報酬月額は65万円(厚生年金保険料の標準報酬月額は59万円)であったが、平成10年5月1日から11年7月6日までの標準報酬月額が9万8,000円に引き下げられているので、実際に支払われた報酬月額に応じた標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録及び商業登記簿謄本によると、申立人が申立期間当時、取締役を務めていたA社は、平成11年7月6日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、同日以降の同年7月13日付けで、申立人のほか同社の事業主の申立期間に係る標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額が当初59万円と記録されていたものが、9万8,000円に訂正されていることが確認できる。

なお、当時の事業主が亡くなっているため、申立人の職務権限等を確認できないが、申立人は「社会保険事務の担当でなかった」と申述している上、複数の従業員から申立人の申述どおりの証言が得られたことにより、申立人が当該遡及訂正処理そきゅうに関して責任を負うべき立場にあったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（19万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を19万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から9年12月21日まで
A社における厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額がさかのぼって減額されている。このことには納得がいかないので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成8年3月から9年11月までは19万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年12月21日以降の10年4月1日付けで、申立人を含む3名の標準報酬月額の記録が遡^{そきゅう}及して減額訂正されており、申立人の場合、標準報酬月額は前述の19万円から9万2,000円へと訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成10年4月1日付けで行われた遡^{そきゅう}及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、申立人の標準報酬月額を8年3月1日にさかのぼって減額処理を行う合理的な理由が見当たらないことから、当該訂正処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た19万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年8月2日から36年7月13日まで
年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金支給済みと記録されていることを知った。受給した記憶は無いので、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所に係る被保険者名簿の申立人が記載されているページの前5ページ、後3ページの女性被保険者のうち、申立人の厚生年金保険資格喪失日である昭和36年7月の前後2年以内に資格喪失した者は、申立人を含めて5名おり、このうち脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであることから、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人のオンライン記録と被保険者名簿に記録されている標準報酬月額の変更記録が一部異なっている上、双方の記録から計算される支給額は法定支給額と一致せず、支給されたとする額に疑義がうかがえるなど、申立人の年金記録の管理が適正に行われていたとは認め難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

群馬厚生年金 事案 451 (事案 73 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年9月1日から33年10月16日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を32年9月1日、資格喪失日に係る記録を33年10月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月から33年10月まで

A社における在職期間について、前回、申立てにより認められた期間と当時の同僚5名が在職を証明する期間が相違している。当時の同僚5名による証明書を提出するので、再審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立て(申立期間は昭和32年8月から34年1月まで)については、申立人に係る住民票異動記録、申立人の記憶、同僚の被保険者記録及び同僚の証言から、申立人はA社に昭和33年4月9日から34年1月25日までの期間勤務し、33年4月から同年12月までの厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認められるとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年7月29日付け年金記録の訂正に係るあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付に関する法律第1条第1項の規定により、資格取得日を昭和33年4月9日に、資格喪失日を34年1月26日とすることが必要であるとする通知が行われている。

しかしながら、当初の決定後に申立人から提出された同僚5名による在職期間証明書によると、いずれも申立人は当該事業所に昭和32年8月から33年10月までの期間勤務していたことを証明しており、当該証明書の根拠について当該同僚5名に照会したところ、後に同事業所で専務を務めて

いる同僚は「当時、業容の拡大を狙っていた会社が、前事業所で営業経験が豊富であった申立人を、その小売店舗における人脈を利用する意図で採用した。その後、間もなく、申立人の営業により、大手デパートとの契約が成立したと記憶している」旨を回答しており、ほかの1名は「入社間もない申立人を連れ、お得意様への紹介を兼ね、真夏の暑い日に、毎日のように自転車で営業に出かけていた頃の記憶がある」旨を回答している。

また、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日について、当該事業所の従業員に係る社会保険事務所の記録によると、同事業所において、昭和32年3月に学校を卒業と同時に入社した従業員3名及び同年5月に転職により途中入社した従業員1名が、同年9月1日に同時に被保険者資格を取得していることを踏まえると、同事業所においては同年夏までに入社した従業員を同年9月1日に一括して資格取得させる取扱いであったことがうかがえる。

一方、申立人の退職日について、申立人は、前回の申立てにより認められた期間と今回、当時の同僚5名が在職を証明する期間とは相違しており、当時の同僚5名による証明書が正しいと思われる旨を申し立てている上、前述の同僚の日記帳に、申立人が昭和33年10月15日に当該事業所を退職していることが記載されており、このほか申立人が同日以降も勤務していたことが確認できる周辺事情は見当たらないことから、前回の申立てに係る年金記録の訂正が必要であると通知された期間のうち、同年10月16日から34年1月25日までの期間における勤務実態について認めることはできない。

これらの事実及び新たに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は当該事業所において、申立期間のうち昭和32年9月1日から33年10月16日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、同職種であった同僚の社会保険事務所の記録から、9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は既に閉鎖されており、事業主は高齢のため回答不能としていることから、当時の状況については不明であるが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年9月から33年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から50年3月まで

親や兄姉が厚生年金保険に加入していたこともあり、自営業だった自分も成人したら国民年金に加入するのが当然と思い、昭和45年2月にA市役所で加入手続を行った。当時、自治会役員の集金により国民年金保険料を納付していたはずである。50年8月に火災で国民年金手帳を紛失したので、51年1月に年金手帳の再交付手続を行ったが、そのとき、新たに国民年金の加入手続をしたことにされたようである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和45年2月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は51年1月に払い出されており、その際に20歳到達時の45年*月にさかのぼって国民年金に加入したものと推認されるころ、その時点では、申立期間の大部分の保険料は時効により納付することができない上、ほかにさかのぼって保険料を納付した事情も見当たらない。

また、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月から46年12月まで
私が病院に入院していて、父が入院費を払うときに一緒に国民年金保険料も払っていたはずである。加入手続も父が行ったはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人自身が加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、具体的な加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付はその父親が行ったと申述しているが、加入手続は住民票を有する市町村で行うこととされており、申立期間当時、申立人の住民票は、A県B市にあったことから、C県D町に住民票を有していたその父親が申立人の加入手続を行ったとは考え難い。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年2月に払い出されており、この時点では、申立期間の大部分の保険料は時効により納付することができない上、申立人に対して申立期間中に、別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から48年2月まで
63歳から年金を受給できると思い、A市役所の年金課に行き相談したところ、コンピューターを見た担当者から「40年満額掛けてあります」と言われた。
義母が、私の国民年金加入手続及び保険料納付をしたのだと思う。
申立期間について、納付した事実を確認できる書類は無いが、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その義母が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年4月に払い出されており、その時点では、申立期間の大部分の国民年金保険料は時効により納付することができない上、ほかに保険料をさかのぼって納付した事情も見当たらない。

また、申立期間中、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

さらに、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の加入手続に直接関与していないため、具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年6月から32年1月20日まで
② 昭和32年2月28日から33年3月1日まで

A社B工場に昭和31年6月から33年2月末日まで継続して勤務しており、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人のA社B工場における被保険者資格取得日が昭和32年1月20日であることについて、申立人は「昭和31年6月から見習工として勤務していた。通勤が困難な雪の多い時期に入社するとは考え難い」と申述しているが、同社は既に閉鎖されており、関連資料は残されていない上、申立人が唯一名前を記憶していた班長の連絡先は確認できず、申立人は同職種であった3名の同僚の名前をいずれも記憶していないことから、証言等を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日に被保険者資格を取得した者が97名確認でき、そのうちの複数の従業員は「厚生年金保険には1、2年間入ってもらえなかった」と証言していることから、同事業所の事業主は、従業員の入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかった事情がうかがえる。

さらに、申立期間②について、申立人は「昭和33年3月1日まで当該事業所に在職していた」と申述しているが、前述の複数の従業員は「昭和32年11月末に会社の都合で工場内のほとんど全員が解雇された」、「昭和32年末には仕事が入ってこなくなり、希望退職で辞めた」と証言しており、当該事業所において申立人と同日に被保険者資格を取得した97名のうち、申立人を含む約7割が、昭和32年12月1日までにその被保険者資格を喪失していることを踏まえると、同事業所は申立期間②において大幅な人員

削減を行った事情がうかがえるところ、申立人は「事業所内の従業員数に変化は感じられなかった」と申述していることから、申立人が申立期間②において勤務していたことを推認することができない。

加えて、申立人は両申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確でない。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月から 34 年 10 月まで
(A社)
② 昭和 34 年 10 月から 37 年 3 月まで
(B社)

A社に昭和 33 年 3 月から 34 年 10 月まで勤務し、その後、B社（現在は、C社）でトラックの助手及び工場内作業をしていた。両申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が、法人化される前のA社に勤務していたことは、申立人の具体的な申述内容及び申立人の記憶していた同僚の証言により推認できるものの、同社は既に解散し、事業主も死亡しており、関連資料等を得ることができないことから、その勤務期間を特定することができない。

また、社会保険庁の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立人が退職した後の昭和 38 年 1 月 16 日であり、それ以前に事業主が厚生年金保険の適用事業所としての手続を行った形跡は見当たらず、事業主を含めたすべての厚生年金保険被保険者の資格取得日は、いずれも同日以降であることが確認できる。

申立期間②について、申立人は、B社から交付された昭和 35 年度及び 36 年度の「精勤証」等を保有していることから、同社に勤務していたと主張しているが、同社に照会したところ、「当時を知る者の記憶によると、弊社のD市にあるEの工場では、法人化される前のA社の事業主に運搬業務を委託しており、申立人は同事業主の下で運搬作業助手などをしていました。表彰状は、弊社の社員でなくても関連した方には贈呈していたと思われる。このことから、申立人は申立期間においては弊社の社員ではなかったと考えられる」旨の回答をしている上、同社の複数の従業員も「申立人は同一

敷地内に存在していたA社の事業主のところの従業員であった」と証言しているほか、A社の従業員からの「A社の事業主のところ働いていた時にB社から表彰状をもらったことがある」との証言を踏まえると、申立人は申立期間②において、B社の従業員であった事情はうかがえず、申立人は、申立期間①から引き続いて申立期間②においてもA社の事業主の下で勤務していたことが推認できるが、前述のとおり、同社は申立期間②においても、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、申立人は両申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実が確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月から 54 年 4 月 1 日まで
A社B事業所に勤務した期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。同僚には加入記録があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、A社B事業所に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立人の具体的な申述内容及び同僚の証言により認められる。

しかしながら、当該事業所の閉鎖時の取締役の照会したところ、当時の事業主は既に死亡しており、関連資料が保管されていないことから不明としているが、申立人と同一業務に従事していたと認められる複数の同僚の「腰を痛めたことをきっかけに、会社側で加入手続をしてくれた」、「入社2年後から加入記録がある」、「同僚で厚生年金保険に加入したくないと会社に申し出て手取金額が多い者もいた」などの証言を踏まえると、同事業所においては、申立期間当時、すべての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、当該事業所が加入しているC厚生年金基金においても、申立期間における加入記録は確認できない上、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、申立人の名前は見当たらず、申立期間において健康保険整理番号にも欠番は確認できない。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、その記憶も明確ではない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。